

久保田隆二 後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、久保田隆二後援会と称し、主たる事務所を青森県三沢市に置く。

第2条（目的）

本会は、久保田隆二氏の政治活動を後援することにより、三沢市の市政発展と市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計責任者 | 1名 |

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額1,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和1年12月1日から実施する。